

熊本都市計画地区計画の決定（合志市決定）

都市計画東原地区地区計画を次のように決定する。

名 称	東原地区地区計画	
位 置	合志市須屋字東原の一部	
面 積	約 0. 57 ha	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、新開団地から連なる既存集落地の北側に隣接し、また、東側の大型団地みずき台に近接している。周辺には、小中学校やみずき台テニスコート、みずき台グラウンドなどの社会体育施設が立地しており、この環境を活かした快適な居住環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周囲の既存住宅地との調和を図り、ゆとりある一戸建低層住宅を主とした郊外型住宅地の形成を図るため、公園緑地や下水道などの都市基盤の整った良好な住宅地の計画的な誘導を図る。
	地区施設の整備方針	区域南東側の幅員 11 m の市道を接続道路とし、地区施設として幅員 6 m の道路を整備する。また地区の北西側に公園を設置する。
	建築物等の整備方針	土地利用の方針に基づき、建築物の用途、建ぺい率の最高限度、容積率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最低限度などについて定め、良好な居住環境が形成されるように誘導する。

地 区  整 備  計 画	配 置 及 び 規 模 の  地 区 の 分 区	道 路	街区道路（幅員 6.0m）延長 約 189m
		公園・緑地	公園 面積 約 287m <sup>2</sup>
建 築  物 等 に 関 す る 事 項	地区の名称	住宅地区	
	地区の面積	約 0.57ha	
	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅及び兼用住宅に限る	
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8 / 10	
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4 / 10 (建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号の基準に適合する場合は 5 / 10 )	
	建築物の敷地面積の最低限度	230m <sup>2</sup>	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
	建築物等の高さの最高限度	10m	
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ 2m を超える門若しくは塀の面から隣地及び道路の境界までの距離を 1m 以上とする	
備 考		道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
		兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第 2 (い) 項第 2 号に規定するものに限る	

「区域は計画図表示のとおり」